

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第三十六号

昭和二十七年四月三日(木曜日)午前十一時五分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君

理事

大矢半次郎君
伊藤 保平君

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
西川基五郎君
溝淵 春次君
大野 幸一君
下條 恭兵君
菊田 七平君
油井賢太郎君

委員外議員

小野 義夫君

政府委員

大蔵省主税局長 平田敏一郎君
大蔵省主税局税関部長 北島 武雄君
大蔵省主税局税制課長 泉 美之松君
大蔵省銀行局長 河野 通一君
事務局長 小田 正義君
常任委員会専門員 小田 正義君
説明員

大蔵省理財局長 宮川新一郎君
大蔵省管財局長 佐々木庸一君
大蔵省管財局長 小林 英二君
大蔵省管財局長 小田 正義君

○ポツダム宣言の受諾に伴い発する命

第六部

大蔵委員会會議録第三十六号

昭和二十七年四月三日【参議院】

令に關する件に基く連合國財産及びドイツ財産關係諸命令の措置に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○補助貨幣損傷等取締法臨時特例案(小野義夫君外七名賛成)
○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う所得税法等の臨時特例に關する法律案(内閣送付)
○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う關稅法等の臨時特例に關する法律案(内閣送付)
○日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う國有の財産の管理に關する法律案(内閣送付)
○委員長(平沼彌太郎君) では第三十五回の大蔵委員会を開催いたします。ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く連合國財産及びドイツ財産關係諸命令の措置に關する法律案、これに對する質疑を行います。
○油井賢太郎君 第一番に資料の提供ですが、連合國財産の返還、その状況はどんな工合になつておるのですか。
○説明員(佐々木庸一君) 御説明申し上げます。敗戦後施行されました敵産管理法律によつて管理せられた財産の總額は當時の管理人の作り出した評價に基きまして四億三千七百万になつておるのでございます。返還の問題といふしましては敵産管理にして処分等の措置を行なつたものを返すといふのが

問題になるわけでございます。その敵産管理に付されました財産のうち、返還せられた数はおおむね六〇%乃至七〇%であるまいかと見ております。返しましたものにつきまして一々返す際の評價を調べるのが筋であつたらうかと思ひますけれども、事務手續が煩瑣でありますし、實際のその評價の仕方がないものでございますから、返しましたものの具體的な価額といふものを評價してございせんので、その四億三千七百万に對して幾らの金額になるかといふことを申し上げられせんのは甚だ残念でございます。ただ數量的に申上げますと、土地につきましては百二十六万坪敵産管理をいたしまして返すべきものがございまして、これに對しまして七十三万九千坪返還いたしました。土地につきましては大体數量的には五八%返還が完了しておると考へております。建物につきましては、返すべきもの九万八千坪余りに對しまして六万五千坪を返還しております。返還率は六六%と見ております。株式におきましては返還すべきものは二百七十万株でございます。これに對しまして百五十四万株余りが返還されておると見ております。このほか動産等があるものでございすけれども、動産は比較が必ずしも正確に参りませんので省略させていただきます。

○油井賢太郎君 今の土地のはは原形のままかどうかと思ふのですが、建物はかなり状態が變つて來てゐると思ふのです。そういうのは返還する際にどういつたような條件で具體的に言うて返すことになるのですか。
○説明員(佐々木庸一君) お話の通りに建物につきましては、即ち開戦から返還いたしました間に相當の期間がございします。第一に一番多いのは戦災による破壊損耗でございます。これらにつきましてはそのものが返しますとき現在の状況によつて返すというものがございす。平和條約に對して返還が論ぜられずともその原則に對して返すもので、必ずしも完全な形に修理して返すといふことはいたしてございせん。返しますときの現状で返すといふことでございす。従ひまして或る場合におきましては、敵産管理によつてその家屋が日本人に売却されまして日本人が改良している場合もございす。改良している場合におきましては改良した形で返される場合があるものでございす。
○油井賢太郎君 その場合、日本人に對して補償の制度は今度の法令ではあるのですか。
○説明員(佐々木庸一君) 連合國財産を返還いたしましたために、損害を受けます現在の所有者、日本人等につきまします補償の問題につきましては、現在の政令の規定は根本的な解決をあとに譲りまして暫定的な解決の措置をとつております。その解決の措置と申しますのは、敵産管理人が売却しましたときのは売却代金といふものを返還した人に

返すといふことでございす。それは必ずしも現在の時価でないことは明かでありまして、時価との比較をいたしました場合においてはまだ損出の残るものがあるものにつきましては追つて法律で定めるといふことになつております。
○油井賢太郎君 それでは何でですね、もう返還させられる日本人がどうかへ移つたりなんかすることは各自の責任においてやることになつており、政府が別にそれに対して面倒をみるというようことはないのであつた。
○説明員(佐々木庸一君) ちよつと質問の趣旨がわかりかねます。
○油井賢太郎君 現在日本人が改良して入つてゐる建物があると思ふ。そういつたものを返還させられまして、その場合に、これは強制的でありまして、自分では他に移転する費用であるとか或いは建物を物色するとかいふのは、全部返還する人の責任にかゝるのですか、國家では何らそういうことはあつて面倒をみないのであつた。
○説明員(佐々木庸一君) 現在のところではお話の通り返還させられる人の責任で行われるのであります。
○油井賢太郎君 それは今あなたのお話の追つて法律が出るというのはいつ頃の予定ですか。
○説明員(佐々木庸一君) この問題につきましては、他の戦争による損害の補償の問題との均衡を見なければならぬといふふうに考えられますので、

なお検討中でございます。

○油井賢太郎君 今の建物の件についてもう少し、詳しく説明願いたいのだが、建物は一休どろいう地域にあるのが多いのであつて、その戸数とかをわかるだけ説明願いたい。

それとも一つはそういう被害をこうむる日本人が政府に対して何らかの措置を講じてもらいたいということば言つて来ておられるのですか。それともそういうことは余り問題にしていないのですか。

○説明員(佐々木庸一君) 第一点についてお答えいたします。戸数は坪数でみておられますので必ずしも明かになりませんが、返還いたしました坪数は六万五千坪余りということと先ほど申し上げました。これらのものの大部分は外国人が多く居住しております神戸、横浜地区に多いでございます。なお持つております主体となる連合国人の側から見ますとシエルとかスタンダードという石油会社が多いのです。

御質問の第二点の返還させられたために損害をこうむつた人からの補償請求はないかということですが、この問題につきましては、時折現在の支払金額の少いことについて疑いを持ちながら不満の意を述べられるかたがございいます。

○大野幸一君 その敵産ということを知つて取得した者と知らずに取得した者との間においては、法律上の権利の効果において相当の開きがあるのだ、敵産なりと知らずに現に取得した人に対して何ら補償しないという、又補償規定もなくしてこれを制定するということはどうかと思うのだが、その点はどうかと思つております。

○佐々木庸一君 敵産であることを知つて買った人と知らないで買った人の区別を行ふべきでないかということにつきましても、確かに動産等につきましてもお話を通りであらうと思つて、併しながらおおよそ返還というものをやりますときに、善意取得であるか否かによつて区別すること認めないというのが司令部の今までの方針でございます。條約上の義務の履行として、取得者が返還いたします場合に、取得者が現に持つてゐるならば返還しなくてもいいという原則はどうか。今までの先例等を見まして立てにくいのであります。従つてその区別なく一応返還の義務というものを履行して頂くということにはいたしてあります。

ところで返還いたしました際のその補償の取扱ひでございますけれども、第一次取得者が受ける金と、転々売買されましたときに現在持つておりました人が受けるべき補償と違ふのではないかという点につきましては、御指摘のやうな問題があるというところは十分考慮いたしておりますけれども、現在の補償の方法は完全な解決を一応後に延まして、第一次取得者がその返還すべき財産を買取りましたときに払い戻した代金を戻すという建前で暫定的に処理をいたしてあります。

○大野幸一君 そうすると善意無過失に取得した人に対する請求権はこの法律によつてはあとの問題に残されるものであつて、この法律ではその権利を失うというところは前提にしないわけですか。

○説明員(佐々木庸一君) お話のやうにこの法律で補償の請求権が消滅するといふ形になつておられません。事務的にも返還されました人の損失の状況

を承知いたします限り報告をして頂いておる次第でございます。

○大野幸一君 それはその売買当事者間のみならず国家に対する請求権も又残存する、こゝういふ意味に解しておつてよろしいですか。

○説明員(佐々木庸一君) 売買当事者と御指摘になりましたのは、日本人間において連合国財産を売買したのには無効ではないかという御懸念ではないかと思ひますが、それは法律効果は国内的には確定しておるという立場をとつております。従つて転々売買をいたします場合は売主に遡及することは考えられておられません。現在返還した人に補償すべきであるというふうに考えます。

その現在返還いたしました人が国内請求する請求権につきましては、この政令乃至はこの政令を切換えます法律案におきましては、その請求権を消滅させるやうな規定は何ものも設けておりません。

○大野幸一君 と同時にこの取得した人は無権利者から取得したということになれば、この民法の規定によつても取得者はその損害の賠償を要求するといふ権利は、それは私法上の関係で当事者間の争ひに任しておいて、この法律によつてはその権利まで消滅するといふわけでもないと思つてどうですか。

○説明員(佐々木庸一君) 戦時中敵産管理が行なわれました場合に、その敵産管理によつて形成されました法律効果、敵産管理後の取引に基いて形成されたその法律効果を無効にするかどうかといふことは条約上いへない扱い方に違ひがございいます。ドイツの場合第一次大戦のドイツのベルサイユ条約

におきましては、ドイツがやつた敵産管理処分の効果は連合国が一応承認するといふ立場をとりました。イタリーにおきましてはイタリーがやりました敵産処分は連合国はこれを承認しないといふ立場をとりました。

短い期間の間に若干法律の取扱ひに変更があつたように思われます。ところで日本の場合におきましては平和条約には何にも書いてないのでございいます。書いてないといふのは敵産管理処分を有効と見るのか無効と見るのかという問題がございいますけれども、国内的に取扱ひに関する限りは今の法律によつて行なわれた取引といふものは法律の効果は裏切らないと考えております。

○油井賢太郎君 返還する場合の相手方が所有者でなくはないかというのですか。それとも實際上においては委任状なんかで包括的に連合国側でそれを接收するといふやうなことをやつておるんですか。

○説明員(佐々木庸一君) 今までの建前は前所有者でございいます。前所有者が日本へ来て取引の返還を受けるということとを建前にしております。併しながら所有者自身が日本に参れない場合もございいますので、日本に取引の受取代理人を置くといふことを認めて参りました。平和条約は更にその前所有者の戻す国の政府が請求し得る場合も規定してあると思はれますので、この法律案におきましては、最後の場合の政府が請求する手続も規定いたしました。併して今までのところは現実問題として起つておりません。前所有者その承継人乃至は代理人となつております。

では六〇%見当返されてゐるというのですが、連合国財産の返還等に関する政令はもうかなり期間がたつておるんですが、その間において今言つたやうにまあ代理権まで認められるとすれば、四〇%残つてゐるというのは大変ふしぎにさへ思われるのですが、それはなんですか、代理人等において全部処理するといふことになしに、やはり前所有者の意思が十分我が国のほうへ到達されなければこの手続はとれないと、こゝういふ制度になつておりますか。

○説明員(佐々木庸一君) 最後にお話の通りでございます。

○大野幸一君 これは初めに遡つて恐縮ですが、日本国民が敵産を取得したといふことは何年頃からのことですか。例えば昭和十六年とか、昭和十八年とか。

○説明員(佐々木庸一君) 敵産管理法が施行されましたのは昭和十六年の十二月の二十二日となつております。法律が施行されましたのは十二月末でございいますので、実際の敵産処分は十七年の四月以降から行なつたと思ひます。

○大野幸一君 この法案に若し関係なかつたら取消しますが、ちよつと記憶がないのですが、株式を新らしい会社から更に発行せしめるといふやうなことになつておりますか。

○説明員(佐々木庸一君) これはこの法案のうちに含めております。四十三頁の真中頃に第五條といふのがございまして「連合国財産である株式の回復に関する政令の一部改正」といふのがございいます。ここの第五條で改正されま

すもとのボツダム政令がお話になりまして、開戦時からの終戦時までの間に日本に於いた連合国財産というものが、時点ではございせんが、期間を定めますことになおしてありまして、その開戦時から終戦時までに日本に於いた連合国財産というものは略奪財産を含むのだというふうに定められました。それで連合国財産の返還の政令にもこれを含めることにいたしました。併し日本側といたしましてはもう大体返したるものは返し盡したと考へてゐる次第であります。

○大野幸一君　そこで新しい株券を発行すれば、今まで発行している株券の効力はどうなるのですか。

○説明員(佐々木庸一君)　そのまゝ有効でございます。

○大野幸一君　そうすると二重発行になることはないのですか。

○説明員(佐々木庸一君)　増資をしまして株を発行するという形になつております。同じ株券について株が二つ出るといふ形にはなつておりません。

○油井賢太郎君　略奪の点のこの間説明があつたんですが、略奪関係について事情をもう少し詳しく御説明願ひたいと思ひます。

○佐々木庸一君　略奪関係の返還につきましては、従来賠償庁の所管として処理されて参りました。事務の内容については細かいことを申し上げかねるものでございまして、大体数量を申し上げますと、略奪財産の返還の状況は次のようになつてゐるのであります。金銀類が約九千八百六十トンほどござい

ます。機械は五万五千七百三十台でございます。自動車は返還いたしましたものが百一台、原材料が四千七百トン、その他雑品が千二百萬個ということになつております。略奪財産につきましても日本側はおおむねこの返還は済んだというふうに考へております。平和条約の規定を定められます際にも、略奪財産の規定は必要ないのではないかと考へております。併しそれが略奪され

た国のおきましては、なおそういふふうには考へられないということ

でございます。まして、平和条約第十五条の規定は、開戦時から終戦時までの間に日本に於いた連合国財産ということ

で、時点ではございせんが、期間を定めますことになおしてありまして、その開戦時から終戦時までに日本に於いた連合国財産というものは略奪財産を含むのだというふうに定められました。それで連合国財産の返還の政令にもこれを含めることにいたしました。併し日本側といたしましてはもう大体返したるものは返し盡したと考へてゐる次第であります。

○油井賢太郎君　これはあなたのほうの関係かどうか知りませんが、昨日あたりの新聞に、国籍不明の略奪品を処分した金を各国に分割して扱つてゐるようですが、あれはやはりこの法令に

関係あるのですか。

○説明員(佐々木庸一君)　確實に確かめかねますので推測を申上げるの甚だ恐縮でございまして、略奪をされた財産が返還をされまゝと、これが司令部によつて競売に付されるわけであり

ます。その競売に付されました代金の処分の問題かと考へます。併し確實ではございせん。

○油井賢太郎君　これはあなたのほうでおわかりならちよつと説明しておいてもらいたいのですが、そのうちにアメリカは全然返還の相手国になつていないのです。イギリス以下皆ありますが、何か特別にそういうふうな措置があるのですか。

○説明員(佐々木庸一君)　必ずしも私のはうで明らかにわかつておりません。

○油井賢太郎君　あなたがそういうことがわかるのか、調べてあとから御遠

知願ひたいと思ひます。

○委員(平沼彌太郎君)　ちよつと速記をとめて下さい。

○委員(平沼彌太郎君)　速記を始め

て下さい。

○説明員(佐々木庸一君)　ドイツの外財産の処分につきましては、昭和二十年に行われましたボツダム協定、詳しくはベルリン會議の議事に関する議定書というものがございまして、その中でドイツの外財産というものは英米仏ソの四カ国の処分に服するということになつてゐるのでございまして、同じそのベルリン會議の中でソヴィエトは東地区以外ドイツの外財産に対する請求権を放棄すると述べてあるの

であります。従ひましてその効果といたしまして、東ヨーロッパ以外の地にありま

すドイツの外財産の所有権は英米仏と三カ国に帰属しておるといふふう

に解せられておるのであります。

○大野幸一君　先ほど株券については同種株で渡すところのようです。そして前の株主は何ら権利に影響はないといふことであるところのうわけ

です。ほかの財産との権衡上の問題ですが、株券を取得してゐた人は無損害であるわけ

です。ほかの財産については今のうちにこれから法律をこしらへると、こ

ういふふうなもの救済の方法とか何かというふうなことは後述になつてお

りますが、均衡を失つてやしないかと思ひますがどうでしょう

か。

○説明員(佐々木庸一君)　お話の通りの均衡の問題があるかと思ひます。当初株券について返還の規定をいたしたときには、元株の記載名の番号に

応じまして追求するという手続をとつております。これは恐らく当時物価の

権衡を非常に重んじておつたのだらうと思われ

ます。併しながら御承知のよう

に、株は騰貴いたしましたと物価に混乱を與へますので、ほかに変更の方法

があるならばそれを以て替へたいとい

うので、新しく政令の規定を設けた次第であります。なお詳しく申します

と、株の返還のうちで敵産管理委員会から買

取りました第一次取得者が、その人

に返還して頂くことになつております。株につ

きましてそのように流通に影響のない場合においては、連合国財

産の他の物品の返還と同じ方法をとります。流通の場合に価値のあります場

合には、特別の方法をとつておるのでござい

ます。

○大野幸一君　そういう趣旨も考へて、他の動産に対して成るべく国民個人の損害に

帰せないようになつてもらいた

い。

○説明員(佐々木庸一君)　はい。

○委員(平沼彌太郎君)　この法案の質疑は、只今はこの程度にいたしてお

きます。

○委員(平沼彌太郎君)　補助貨幣損傷等取締法臨時特例案について提案理

由の説明をして頂きます。

○委員(小野義夫君)　補助貨幣損傷等取締法臨時特例案の案でござい

ますが、これは私は七名のかたの共同提案の形式をとつたのでござい

ますが、これは本来大蔵省から出して頂きたかつたのでありますけれども、ま

あ議員提出にしろというお言葉でござ

いますから(笑)そのお言葉に従つて

提案いたしました次第であります。この法案の提案理由はこの法案にくつ

てお

りま

す。更

にお

手許

にお

廻し

た理

由を

明瞭

に説

明し

て頂

下さ

ました通り経済取引の現状からしまし
て実際に影響するところは極めて少い
ものと考え次第であります。

以上がこの法案の提案の理由であり
ます。何とぞ御審議の上速かに御賛成
あらんことをお願い申上げる次第であ
ります。

○委員(平沼彌太郎君) それでは質
疑を行います。

○油井賢太郎君 この法案によつて適
用される補助貨幣の額は大体どんな見
当になるのですか。

○委員外議員(小野義夫君) 私が承わ
つておりますところは、形式の種別的
で五十四種類、それからその一銭とか
一厘とかいうような、そういうノミナ
ルの価値に分けるとそれが二十数種類
であるということをお承つております。
○油井賢太郎君 金額でどのくらいで
すか。

○説明員(宮川新一郎君) お答えいた
します。種類は五十四種類ございまし
て昨年十二月末の流通高が九億三千二
百万円あります。

○油井賢太郎君 この九億三千二百万
円というのは発行額そのままでよろし
うと思うのですが、若しこれを鑄つばさ
れるものとすれば時価に換算するとどの
見当になるのですか。

○説明員(宮川新一郎君) 流通高で九
億三千二百万円でありまして、地金価
格に換算いたしますと三十九億五千五
百万円程度になります。

○大野幸一君 こういう鑄つばしのこ
とは調査するとわかるものですか、わ
からんものですか。鑄つばしを仮に調
査する、検査する、検査するといふこ
とは、わかるものですか、わからんも
のですか。例えばそういう貨幣がどこ

に温存されているのかというようなこ
とが明かであるのですか、明かでない
わけですか。

○説明員(宮川新一郎君) 全体の貨幣
につきましてどの辺に温存されている
かはわかりかねますが、ただ製錬所等
におきまして硬貨がとき／＼混つて参
りまして、製錬いたしました場合にそ
ういふものを鑄つばしている例が検査
局に摘発されております。

○油井賢太郎君 これは結局今までに
も相当鑄つばされたのがあるというふ
うに常識上考えられるのですか。そう
すると実際問題で、さつきの数字九億
三千二百万円というものはかなり減つ
たものと解釈してよろしいのですか。

○説明員(宮川新一郎君) お説の通り
でございます。

○大野幸一君 若しこれを罰すると却
つて効果的に使用できない、こんなも
のは通用もしないし、或いは又これは
罰しないほうが却つて警察上いいのじ
やないですか。廃止したほうが警察上
いいのじやないですか。これは特例と
して廃止しているのですし、「当分の
間」というのですか、「当分の間」と
つけたのはどういふのでしようか。

○説明員(宮川新一郎君) 現在の地金
価格から申しますと、流通価格を上廻
ることになります。流通価格を上廻
ましては下がる場合もあります。補助
貨幣損傷等取締法を制定いたされまし
たゆえんのものは、やはり通貨の信用
を維持し経済取引の円滑を期する、
こういうことでございまして、一切
こういう法律はやめろといふことはで
きないのでございます。

○大野幸一君 わかりました。

○委員(平沼彌太郎君) 他に御発言
もないようですから質疑は終了したも
のと認めて御異議ございませんか。

○委員(平沼彌太郎君) 御異議ない
と認めます。それではこれより討論に
入ります。御意見のおありのかたは賛
否を明らかにしてお述べを願います。

○委員(平沼彌太郎君) 別に御発言
もないようでありまして、御異議ご
ざいせんか。

○委員(平沼彌太郎君) 御異議ない
と認めます。それではこれより採決に
入ります。補助貨幣損傷等取締法臨時
特例案を原案通り可決することに御
賛成のかたの御挙手をお願いいたしま
す。

〔賛成者挙手〕
○委員(平沼彌太郎君) 全会一致で
あります。よつて本案は原案通り可決
すべきものと決定いたします。なお諸
般の手續は前例により委員長に御一任
願います。それから多数意見者の御署
名をお願いいたします。

多数意見者署名
菊田 七平 下條 恭兵
西川甚五郎 岡崎 眞一
大矢半次郎 黒田 英雄
油井賢太郎 伊藤 保平
大野 幸一 溝淵 春次

○委員(平沼彌太郎君) ちよつと速
記をとめて下さい。

〔速記中止〕
○委員(平沼彌太郎君) 速記を始め
て下さい。それでは休憩いたします。
午後二時八分休憩
午後二時二十四分開会

○委員(平沼彌太郎君) 午前中に引続
き大蔵委員会を開いたします。

○油井賢太郎君 法案とはちよつとか
け離れているかも知れませんが、銀行
局長に緊急にお尋ねしておきたいこと
があります。それは先般資金運用部の
資金を百五十億預託を各方面にされた
のでありますが、そのうち五十億は中
小企業のために各金融機関に渡された
ということが発表になつております。

併しその内容を見ますと、果し
て中小企業のために本当に金の流れを
通つて渡つて行くかどうかといふこと
が多少疑問のようにも考えられるので
すが、どういふ見地でもな、振合ひで
この五十億といふものをお廻しになつ
たか。先ずそれをお一つ御発表願いた
いと思うのです。

○政府委員(河野通一君) 最初にお答
え申上げます前にお断りいたしておき
ますが、今油井さんのお話は、この百五
十億は資金運用部からの預託といふふ
うなお話でございますが、そうではな
いのでありまして、一般国庫の余剰金
を預託したということに相成つており
ます。この点はさういふふうに訂正い
たしておきます。先月の末に百五十億
の国庫の余剰金と申しますかを各金融
機関に預託をいたしましたのでありますが
これは趣旨は二つに分れております。

そのうちの百億は銀行に預託をいたし
ました。これは将来あるべき資金運用
部における金融債の引受或いは買入等
に資するため、それまでの間これら
の金融債を一時銀行において保有をし
てもらうというための資金としてこれ
れに關連いたしましたのであります。なおこ
れに關連いたします銀行、興業銀行であり

ますとか、勸業銀行でありますとか、そ
れから北拓でありますとか、こういう
ところにもその百億の中から或る程度
の預託をいたしております。それから
残りの五十億が今お話のような中小金
融の融通のための資金として預託をい
たしたのであります。これは内訳を申
上げますと商工中金に六億いたしまし
た。なお商工中金にはすでに約二十二
億の預託をいたしておりますので、今
般の預託を合せますと二十八億の国
庫の預託をいたしていることに相成り
ます。それから農林中金に五億、農林
中金にもすでに預託をいたしております
するものが数十億でございますので、
それに……、さういふふうに御了解願
いたいと思ひます。それから相互銀行
に二十七億、信用金庫に十二億、こ
ういふふうな割振りにいたしているの
であります。そのうち商工中金と農林
中金につきましては特に御説明申上げ
ることもないと思ひます。これらの金庫
が中小の商工関係の金融の融通に當
つていふわけであります。これらの資
金源を拡充するためにとつた措置であ
ります。相互銀行及び信用金庫、また
相互銀行に転換いたしましたけれども無
盡会社も含んでおりますが、又信用金
庫には転換の終つておりません信用組
合も若干含んでおります。これらに預
託をいたします相互銀行二十七億、
信用金庫十二億の配分の仕方は、昨年
八月にこれらの中小金融機関に預託を
いたしましたときと同じような方針で
これを配分をいたしたわけでありま
す。原則といたしまして、大体資金量
に應じましてこれを何段階かに分けた
預託の方法をとつていふわけでありま
す。資金量の多いものに多く行くとい

う形になっております。数は相互銀行につきましては現在五十八行ございすが、これに全部、それから相互銀行になつておりません無盡会社七社、相互銀行関係で六十五行社ということに相成つております。それから信用金庫におきましては百五十一金庫、それにまだ金庫になつておりません信用組合で相当大きいものがございますので、これを一組合入れまして、百五十二金庫及び組合、こういうものに按分いたしましたのであります。金庫等につきましては、御案内の上によつて二百数十の金庫ができてゐるわけでありすが、そのうちから特に百五十一だけを選んだのはどういふことであるかといふお尋ねがあるかと思ひます。この点は去年の八月にいたしましたときにも同じ問題が実はあつたのであります。が、国庫の指定預金という性質から言ひまして、余り小さい方面に万遍に数多く分けるといふのも如何かという氣もいたしまして、又この資金は御承知のように極めて短期の資金でありますので、これが何カ月か後に回収いたされる場合に非常に小さい信用組合におきましては、これらの回収がうまく行くかどうかについて、資金全体の金廻りの状況から見まして若干不安を感じるところもございします。国庫金を預託いたしまする立場から申しますと、その点について若干干渉する程度の枠をきめざるを得ないといふような観点もあるわけでありします。この点はむしろ金融行政をやつております私どもの考えよりも、むしろ国庫金を預託いたします立場にある国庫の管理者としての立場のほうからそういうふうな或る程度金

庫等につきましては教を制限して、割合資金量が大きくて、何カ月か後にこれを引揚げます場合に、その金繰り上制限のないようなものを選んで参るといふことになつたわけでありします。従ひまして金融行政の立場から申しますと、すべての中小金融機関に万遍なく割振するということが適當であるといふ意見も実は成り立つわけでありまして、今申上げました国庫金の管理者といふ立場からそういうような制約が出来る。かたゞ資金量も五十億という限られた資金量でありますので、これを余り多くのものにばら撒きますと、一金庫当りの預託資金量というものも相当小さいものになつてしまひます關係で、單位を余り落さないようにして行かなければならぬといふような点も考慮いたしまして、只今申上げましたような方針でこれを配分いたしたわけでありします。

ように非常に多いのであります。相互銀行は僅かに五十八でありすが、信用金庫は信用組合を加えますと六百近くにになります。そういうわけで教が非常に違ひますので、全体の資金量といふことになりまして、必ずしも相互銀行に劣るわけはございしません。併し一單位当りは遙かにその資金量は違つてゐる。それから相互銀行の二十七億と信用金庫の十二億がバランスがとれてゐるかといふ点でございしますが、これはいろいろ見方がございまして、資金量に必ず比例して実は分けたわけではございせんが、先ほど申上げました去年の八月に指定預金をいたしたときには、相互銀行關係が二十一億九千九百九十九万円、それから信用金庫關係が九億八千九百九十九万円といふやなかつたかと思ひますが、それらの比率から見まして、今度は若干干渉する金額を殖やしましたが、バランスは昨年八月にやりました当時のバランスと大体同じようなバランスで分けてゐる。こういうふうに御了解願ひたいと思ひます。

いすが、すべての信用組合なり信用金庫なりに全部に割振りますといふことも金融行政の立場から見ると考えられますが、併しこれは国庫預託の立場から、国庫金管理者としての立場から、今申上げましたように何カ月かのうちに引揚げます場合に、金繰り上直ちに引揚げることができないような事態に陥ることがあつては非常に困るといふことが一つと、それから金額が何分にも五十億といふ金額でございまして、それを六六からの信用金庫、信用組合すべてに分けてしまひますと、一單位当り非常に少くなる、端数が付いて非常に少い金額になるという点もありまして、金額の点も余りに單位當りに小さいものにならないといふ観点もありまして、かたゞ昨年八月にいたしました方針とも照合せまして、只今申上げたような方針でばら撒いたのであります。

それから引揚げの時期であります。これは各金融機関によつてこれを差違を設けまして、相互銀行信用金庫につきましては五〇%を三カ月、あとの五〇%を四カ月という期限にいたしております。それからから商工中金につきましては、すでに預託をいたしてあります二十二億を加えて二十八億七億七千九百九十九、五、六、七、八、四カ月に引揚げる、こういうことになつてゐる。これは先ほど御説明申上げましたような金融債……。資金運用部が将来引受けるであろうような金融債の見返りといふような観点に立つておりますのでこの資金運用部が今後引受けるであろう、計画に合せて預託期限を定める。具體的に申しますと約六〇%程度を二カ月、五月の末、そして残りの四〇%のうち三〇%程度を、少し端数はございしますが、約三〇%程度を三カ月、残りの約一〇%程度を四カ月、こういうふうにして引揚げて参るつもりでございします。

○油井賢太郎君 これはやはり中小企業あたりも今二カ月や三カ月ぐらゐ政府資金が多少のところばら撒かれても、恐らく根本対策にはならないと思ふのです。従つてこれは本當の目の前に六百億なり七百億なり吸ひ揚げた身代りとして、ほんの即効薬程度にばら撒かれたのではないかと思はれるのです。これに恒久的な対策も勿論お考えになつておられると思ふ。それはどういふふうな見地で以て中小企業金融をなさる方針があるか、併せて伺いた

第六部 大蔵委員会會議録第三十六号 昭和二十七年四月三日【參議院】

○政府委員(河野通一君) 相互銀行と信用金庫の資金の量といふ点から言ひますと、信用金庫一金融庫当り、一相互銀行当りと比べますと、非常に大きな開きがあります。併し信用金庫全体

○油井賢太郎君 今の御説明ですが、信用金庫あたりは何か預金のレベルで以て一億四千五百万以上の預金があるところといふように限定されたところのようですが、これはやはり各県に連合会もあり、更にその上の全国の連合会もあると思ひますが、そういうところにやつて更に再分化して行くといふような方法で万遍なく潤いを蒙らせるような方法はなぜとらなかつたのですか。

○政府委員(河野通一君) 先ほど申上げましたように、全部にばら撒きますと、ばら撒くといふ言葉はどうかと思

○政府委員(河野通一君) 預託の条件について申上げます。まず金利は一錢八厘であります。これは昨年に行われ

○政府委員(河野通一君) お示しのよ

国庫金の余裕を預託いたしますのでありますから、そう長い間これを据置くわけには参りません。国庫の放出がだんだん進んで参りますに依りて、これらの資金はやはり一定の期間後には引揚げなければならぬということに相成るわけでありまして、その意味におきまして、油井さんからお話のようになり、この措置は決して長い長期資金を供給することにはなつておらないわけでございます。中小企業に対する金融の措置につきましては、全体といたしましていろいろ方法を講じて参らなければならぬと思ひます。併し何分にもこれはこの前も油井さんの御質問にお答え申上げたのだらうと思ひますが、本筋はやはりこれらの金融機関が中小金融機関が自分の力で以て資金を拡張して行く、言葉を換えて申上げましたならば、預貯金を増強して行くということによつて、できるだけ中小金融のための資金を拡充することが本筋であらうと思ひます。国庫金でありますとか、或いはその他資金運用部の資金等政府資金、財政資金等をこれらに流して参りますものは、いわば保管的な作用をなすものと思つておられます。できるだけ自力で以て預貯金を拡充して行くのが本筋で、それで足りないものを国庫金なり政府資金で以て補つて行く、こういうふうな考えで進まなければならぬと思つております。而も国庫金は今お話のようによいゆる短期のものでございまして、更に長期的な資金源を拡充いたしますためにはどういふ措置をとるのがいいかという点につきましては、いろいろ現在研究をいたしております。商工中金、農林中金等につきましては、資金

運用部によつて金融債を引受けるという措置を今後といへども大いに積極的に進めて参りたいとかうに考えておられます。現在の法制度ではこの資金運用部の資金をその他の一般金融機関に預託したり或いは貸付けるということは法制上できないことに相成つておるわけでありまして、資金運用部の資金は長期資金でございまして、こういう制度ができれば甚だ都合がいいわけでありまして、現在の法制度ではそれができないことになつております。従ひまして、極めて短期間という一つの不便はございまして、けれども、国庫の余裕金を金融状況或いは国庫の財政の収支の状況等両者を勘案いたしまして、今後においても国庫金の預託ということには必要に応じてやつて参りたいとかういふように考えておる次第であります。

○油井賢太郎君 もう一点伺つておきたいのはこの三月中旬かと思ひますが、たしか商工中金に九億を中小企業対策として出されたことがあつたはずで、ところがその中の二億四千万円をルース台風関係のほうへ何か特別に使われたというやうなことを聞いています。それが事実だとすれば、ルース台風被害の対策というやうな費用はそういう中小企業関係の費用とは全然切離してやるのが至当じやないかと思ふのですが、そういうことがあつたのですか。

○政府委員(河野通一君) 二億四千万を九億の中からルース台風の関係の金融に紐づけて預託をしたということはお話の通りでございます。

○油井賢太郎君 そうですか、なければそれでよろしいです。いずれこの金融関係の問題については又時期を改めてもつと深く掘下げて伺ひたいと思ふのですが、次にこの銀行員の給与の問題ですけれども、最近やはり各銀行とも比較的業績は挙つておるにもかかわらず、銀行員に対する給与というものは大蔵省が監督して、或る一定の基準を超えては支給できないというやうなことになるわけなんです。そのためにほかの産業から比べて最近給与ベースが比較的低位にあるといふやうなことを耳にしているのですけれども、銀行局長としてはこの点はどうか、銀行員におおきになつておられるか。

○政府委員(河野通一君) この問題は先般の当委員会でも木村さん及び菊川さんから御質問がありまして、詳細はお答えを申しておいたのであります。私も銀行の職員に対する給与について直接的な干渉或いは命令等はいたしておりません。ただ事前に御連絡を受けていろいろ御意見を申上げておりました。それから御意見を申上げるに際しまして、銀行なり、金融機関の経理という問題については銀行の健全性を維持しながら、そうしてできるだけ顧客或いは預金者に対する、或いは貸付先に対するサービスの向上にできるだけ充てること、それから内部留保を厚くして健全性を維持すること、こういう点を重点として経理については私も申上げております。

それから今お話の銀行の職員は一般の他の産業の給与ベースに比較して低くなつておるといふお話であります。これは具体的に調べれば銀行給与の状態は決して低いのでござい

ません。ただ尤も銀行の給与よりも高いものはございまして、高いものはありますけれども、その一番高いところと比べればそれは低いといふことは言えるかと思ひますけれども全体として見ました場合に、他産業の給与と比較して必ずしも私は低くないといふやうに見ております。なお従来金融機関は非常に給与が高かつたのであります。が、殊に大銀行等は非常に高かつたのであります。だんだんその辺の給与を自粛して参りました結果、他産業が一方で上つて参りますために、その鞘は若干違つて参つておりますことは事実でございます。かように考えております。

○油井賢太郎君 とかく最近金融機関が産業界に君臨しておる形なんです。そういう形にあつては従業員の状況はどううかという、やはり事務が相当に多忙を極めて夜遅くまでまあ毎日のように勤務しておるやうな姿を我々はよくつちゆう目にしております。金融機関そのものは利益を相当挙げ、又産業界に対しては横暴であると言われるやうな講りも受けるかも知れませんけれども、従業員に対してはこれはやはり別な見地から銀行当局あたりから見ても、なくてはならないのじやないかと思はれるのです。それは何故かといふと、銀行といふやうな業態からいいますと、やはり行員の不正を防止するといふやうな意味から言つても待遇は相当に向上を圖つて決して他のほうへ氣を向けるやうなことをしないやうなことも一つのこれは方策じやないかと思ふんですが、そういう点から言つと、この給与ベース関係について余り大蔵省でまあやかましく名前は監督であつて

も、事実上それ以上待遇ができないといふやうな監視下に置くといふのはどうかと思はれるのですが、これについてどうと緩和するやうなお考えはあるのですか。

○政府委員(河野通一君) 建前は経営者の自主的な判断によつてやられることが望ましいと思ひます。だん／＼そういう方向へ進んで参りたいと思ひます。ただ私も銀行の経理という点で、これは普通の事業と違つて公共的なものであるその点から利益の源も必らずしも普通の單純なる経理事業と違つておる、具体的に申上げますれば預金利子を若干引上げることに今私も金利調整法をやつております。預金利子を若干引上げるといふことをやつておる、或いは貸付利子を若干下げるといふこともいたして、或いは日本銀行の再割引金利政策を若干左右することによつてこれらの点によつて銀行の利益というものは非常に違つて参ります。これは結局まあ銀行の御努力によつて出て来る利益というものがなないといふわけじやありませんけれども、その幅は、一般の單純なる営利事業とはおのずから非常に違つておる。その点は十分銀行という特殊の公共的な使命から考へまして、普通の單純な営利事業とはおのずから程度の差違はあるといふやうに私も考へております。それから今の非常に銀行の職員の間不正な行為がとき／＼あるといふやうなことを御指摘になつたのであります。この点は誠に往々にしてそういう事態はございまして、これは甚だ私も申訳ないことだと考へておりますが、ただそれをなくするために給与を上げたのだらうだといふことになりまして、これは

つて行けない、そういうものに對して親心のある政府の方針を示されて、又自己蓄積というものの充実を図らしてやるというような一つの心がけも、將來何かのとき具体化して頂きたい、こういうことをお願いして、私の質問を終ります。

○大矢半次郎君 油井委員の先ほどの国庫余裕金の預託についての御質問に關連してちよつと伺つておきます。相互銀行とか、金庫に対する面は大體了解いたしました、普通銀行に對する預託について伺いたい。これは將來資金運用部で買上げるべき金融債券の見返りとして出したと、こういうお話でありますけれども、果してそれがうまく目的通り行つてゐるものか。どうか新聞紙上で承知するところによりますれば、その相当部分は日本銀行の借入金金の返済に當てられる。従つて産業界方面には殆んどこれが潤つていないといふような記事もありましたし、又果してそゝういふ百億の金融債が、右から左に普通銀行が手に入れられるような状態であるかという、この点もちよつと疑問でありますからして伺いたい。

○政府委員(河野通一君) これは非常に実は複雑な仕組になつておりますので、詳しく御説明を申し上げますので、詳しく御説明を申し上げますので、らんかと思ひますが、極くあらましを申し上げますと、こゝういふ仕組になつてゐるわけです。資金運用部が金融債をいつ引受けるか、或いは買入れるかといふ問題につきましては、今後の情勢を見て考えなきやならんと思ひますが、仮に五月に入りまして、資金運用部が金融債を五十億なら五十億買取るということにいたします場合には、その金融債を買取る五十億に相當する金

額を大體においてこの預託金から引上げる、こういう仕組になつてゐるわけだ、假に資金運用部が金融債を引受けません場合には、それ相當の期間、引受けますまでの間、その預託金を延ばして行く、こういうことになつております。具體的に各銀行はどういうふうにして預託したかと申しますと、例えば甲なら甲という銀行が興業銀行なら興業銀行の金融債を自分の金で二億持つといひます。そういたしますと、その二億に見合うべき資金運用部の金融債の引受額は、御承知のように資金運用部資金法によりまして、市中で消化されたもの四割に対して資金運用部は六割まで、四六の形でパーティシペイトして資金運用部が持つてゐるというふうに相成つてゐる。従つて甲の銀行が二億の金融債を自分の資金で持つたといひますと、大體においてその何と申しますか、四分の六、一倍半、一倍半に當るものを国庫金から預託をいたす、こういうふうになつております。その資金で以て市中銀行は興業債なり、或いは勸業債を現実に引受けるわけです。その引受けた金融債を資金運用部なら資金運用部がこれを買取り得る時期に來た場合にそれを買取、こういう措置をいたしたわけでありま

す。併しながら金融債というものは四月に一遍に出るわけじゃありません。或いは五月になるものもあります。六月に発行されるものもあります。それから、それまでの間の資金は、預託のほうは一時にいたしますから、假に十億預託を受けた銀行があるといたしますならば、四月分、五月分としては或いは五億くらいしか金融債は引受けないことになる。あとの五億は暫らくの間自由な金として使える。こういうことに相成るわけでございます。その自由な金として使える部分につきまして、これは一般の銀行の資金の中に入つて来るわけでありまして、貸出しに當てることもできます。又資金の需要がそれほど旺盛でない場合には、一時日本銀行からの借入金返すという措置になることもあります。いろいろな措置によつて銀行自体の金繰りから、金融機関として措置されることに相成るのであります。併しながら私どもはこの資金を預託した趣旨は、飽くまでも金融界に対する資金の充実に、短期でありませうけれども、資金の充実に考へてやつたのでありまして、必要な資金のほうにこれが融資に使われることは大いに期待してゐるわけでありまして、その点は特に指定預金として紐が付くわけじゃございませんので、一般の銀行の資金繰りの一環としてこの問題を取上げられた、こういうふうに御了解頂きたいと思ひます。

○大矢半次郎君 私はいさういふむずかしいコースをとるよりは、端的に、興業なら興業、勸業なら勸業という方面に預託して、そうして金融債発行をするまでの管理をさしたほうが、本當に産業界のためになるんじゃないやうな感じが、然るに特に普通銀行にやういふふうにして、そうしてそれが将来各銀行の計画通りにその資金繰りが果してつて来るかどうか疑問なのに、なぜそういう方法をおとりになつたか。ちよつと腑に落ちないやうに考えます。○政府委員(河野通一君) その点は詳しく実は御説明申上げる必要があつたのでありますが、なぜそういう廻りく

どいことをしたかと申しますと、全く原因は資金運用部の資金法の現行の建前上そういう措置をとらざるを得なかつた、こういうことであります。と申しますのは、先ほどもちよつと申し上げましたように、資金運用部が金融債を引受ける場合には、或いは借入れる場合には、市中で消化されたもの四割に対して六割まで持つてゐる、こういうことになりまして、従つて金融債をとにかく発行することが必要です。後ほど資金運用部でこれを買取ります場合には、とにかく金融債が発行された形にしておかないと資金運用部が買取れない。具體的に申しますと、これは興業銀行に指定預金をいたします。そうして興業銀行がそれで金繰りをして参りますと、興業銀行はこの国庫の金は三月分なら三月分まで引揚げてしまふ、そうするとその資金は興業銀行としては金融債の形に何らかの形で直ることが必要である。そういたしますと、金融債を資金運用部でこれを将来買取ること、引受けること、この道を開いておくために、市中銀行が何らかの形で金融債を持つておくことが必要である。その金融債を持つておくものうち、六割は資金運用部において買取ることができ、これをいたしませんと、金融債が自金で各銀行が持つたものうちから六割しか持てないことになる。金融債を全体として資金運用部から成るべくたくさん引受けることにして、長期資金源を拡充しようという趣旨から言いますと、一時とにかく何らかの形で発行されて、それがどこかの機関によつて引受けられるということにいたさなければ、これは資金運用部資金法の現行法の建前上、どうしてもそうならざるを得ない。この点からちよつとお考へになれば、誠に廻りくどい間接的な措置と言つてしまつたやうな御批判を受けるのも御尤もであります。止むを得ず現行の法律の建前上、そういう措置をとらざるを得ない、こういうことになつたわけでありまして。

○大矢半次郎君 資金運用部の昭和二十七年年度の運用計画から言へば、金融債なんか投資する余裕がないやうになつてゐるにかかわらず、将来それを引受ける、或いは買上げるというのを予定してそういうことをおやりになる、それはかまわん、こういうお考へですか。○政府委員(河野通一君) この点は資金運用部の運用計画は御承知の通り予算には別に拘束されておられません。資金運用部資金運用審議会の決議によつて適当に改正ができるわけでありましてこれは手続上の問題であります。資金運用部の資金計画、二十七年年度につきまして当初私どもが考へておつたのと若干これを變更いたしまして、資金運用部では金融債を持つたやうな一応の計画になつておりますのは、狭義の財政だけでなく、広い意味の政府資金を含めた見返資金、或いは資金運用部資金全体を含めた国の総合的な收支を均衡させるという観点からやうなつてゐるわけなんです。然るところ一方におきまして、その後国庫の收支状況も非常に好転いたしたと申します。相当余裕のできた状態になつてゐる。従ひまして、一般会計のほうで或る程度そこで收支上の余裕があればそれに見合うだけのものを資金運用部で更に投資するということは、広い意味の財政の均衡という原則から言ひまして、必ずしも破れるわけじゃない、こういうふうな考へ方を、いたしております。従ひまして、今後の国庫全体、国庫と申しますか、財政全体の收支の見通しから言ひますと、或る程度資金運用部で従来の計画に加えて金融債を持つことは、財政全体の收支の均衡という原則を破らないで持つてゐるやうな見通しを私は持つております。金額等につきましては更に十分今後の推移を検討いたすことが必要でありますけれども、少なくとも年間といたしまして数百億の金融債は財政の全体の均衡を破らないで持つてゐるやうな見通しを私は持つております。

○大矢半次郎君 銀行の預金はです、ね、なか／＼殖えない。一方において長期資金の需要が非常に多い。で資金運用部の資金の増加はこれに比べて割合に強い、こういう情勢からいたしまして、資金運用部の資金を金融債のほうに運営する場合に、今お話になりましたやうな制限を今後そのまゝに残しておくといいかどうか、ちよつと非常なその点は問題だと思ふのであります。殊に例えば商工中金のごときはどうしてもあの方法では行かないだらうと思ふ。従つてそういう点も考へるにやつて、過渡期的措置として、今の普通銀行にたくさん預託するのを避けて、そうして直接必要な方面に行つて、適当にその法規の改正し得るときが來たならば、うまく乗換えて行くといふことは是非考へなければならぬと思ふのでありますが、如何でありますやうか。○政府委員(河野通一君) お示しのよ

当時におきましても、極端に抵抗する
ような者に対しましては、例えば米軍
等の協力を得まして実行に移したこと
もございます。例えば横浜とか神戸等
におきましてそういう例がございます
たことは御承知の通りでございます

が、まあそういう点はだん／＼最近はよくなりまして、向うが頭から拒否してかかる、或いは妨害する、そういうことは今日では殆んどなくなつて来つた。ただ御承知のように密着の間題が今日まだ大きな問題として残つておりまして、これがな／＼厄介な問題として残つておりますが、或る程度しつかりした商売をやつておられる人、ちやんとした店を持つておられる人は頭から拒否するということとはなくなつて、積極的に協力するようになつております。併しなお所得自体の適正な把握ということがまだやはり完全にはできておらないことがあると思ひますが、やはり帳簿の検査等も本邦人と同様な検査をして適正化を期するということにいたしたい。なおそういうことに関連した大きな摩擦等も私耳にしておりませんし、大体円滑に行きつゝあると見ておる次第でございます。

それから關稅等におきましても、御承知の通り外人専門の店を置かしまして、そこに行けば關稅のかからないものが買えた時期が相當続きましたが、これも全部なくなつてしまつて、そういう店を持つておりました品物につきましては取得課稅をいたしまして、そして今後入つて来るものは全部關稅、物品稅の課稅をいたしまして取扱つて行くということになりましたので、その点も最近ではよくなりました。併し勿論これも完備だとはまだ言ひ難い点もございますが、こういう点につきましても鋭意努力をいたしまして完備を期する上に努めたいと考えておるような次第でございます。

○油井梅太郎君 こういふ点なんかの場合はどうするのですか。例えば外人

が個人で以て日本人と同様な所得があつた場合、その所得稅を課せられる前に本國に歸つてしまつたといつたような場合も相當多いと思ひますが、大体外人なんか日本に来て永住するなんて、そういう考えの人は少いと思ひます。とにかく日本に来て一儲けしたらさつさと引揚げるというやうなことも相當多いのぢやなからうかと思ひます。そういうやうな場合の所得の追及はそれは實際では不可能なんですか。

○政府委員(平田龍一郎君) これは稅法の建前から行きますと、出國する場合に申告いたしまして、特別申告をしなければならぬことにいたしておられます。そして稅金を納める。その税金は併し一時でなくて分納にしていれば合もありませんが、そういう場合におきましては、納稅管理入を指定いたしまして出て行かなければならぬ。法律ではそういういたしておるわけでありまして、あります。出國の際にそれを一々検査するといふことは実はいたしておりません。アメリカ等におきましては、その辺はほど嚴重であります。稅務署の発行した納稅証明がなければ出國を認めないといふところまでやつておるやうでございますが、我が國の場合にはそこまで行きますのはどうもやはり行き過ぎではないか。それに率直に言ひまして、我が國は貿易等もせなぐちやならないし、外人等にも相當に来てもらわなければならぬ。そういう手続等に厄介をかけまして、手続も面倒なので、そこまでの措置を今のところとつていないのであります。従いまして今のお話のやうに、中には日

本で商売して儲けて、税金を納めないで行つてしまつたといふことも或る程度なきにしもあらずで、先般も或る不正行為に関連いたしまして、いろいろ法令違反をやつて儲けて、いろいろよく調べて見ますといふやうな行つてしまつたといふ例もかすかに私記憶いたしておりますが、あつたやうでございます。併しまあそういう点につきましても、私もできるだけよくやはり事實を調べて、追つかけて間に合ふやうにいたしたい。そして合法的に儲けた所得でございますと、送金その他の点につきましては、一つの記録等がございますし、又銀行との取引の關連もございまして、そういう点もできるだけ調べて、適正化をいたしたい。將來においては二重課稅の防止協定を結びましてその協定によりまして、お互ひに課稅及び徴稅の通報する義務を設けまして、相互にできるだけそういう場合に抜け穴にならぬやうに協力するといふやうに進んでまいらうと考えております。アメリカにおきましてはそういう点非常に進歩しておりまして、アメリカの稅務官吏がヨーロッパ等に派遣されておるやうであります。そして、その國とそれ／＼連絡をいたしまして、必要な資料を交換し合つて適正化を期しておるやうでございます。日本の場合に今すぐそこまで行くかどうかは問題でございますが、やはりそういう点につきましても、私どもできるだけ將來におきましては合理的な方法を考へまして、抜け穴にならんやうにいたしたいと思ひます。

それから短期間でありまして、日本に特に營業所を設けないで商売をするやうな場合でございますが、これは事業所得でございますと、なか／＼源泉課稅の方法がない。併し例へばいろいろな芸人とか、それから公認會計士、弁護士さん、そういう人々がこつちに来て仕事をしてくつてしまふ。こういう場合には源泉課稅を相當擴張して行ふことになりましたので、まあ少くとも或る程度の源泉課稅をしておきますれば、上ほどよくなるという点もございまして、まあそういういろいろな方策を考へまして、できる限り私どももいたしたいと思ひます。安當を期するやうにいたしたいと思ひます。

○大野幸一君 この三案のうち一つ題名が、國有の財産の管理に關する法律案だけは臨時特例といふことを省いてあるのですが一體この三案の終期といふものはいつなんですか。北大西洋條約において別の変更があるやうな場合、その他の場合に當然これが変更されるべきものの運命に至るのかどうかといふことですね。先づこの國有の財産の管理に關する法律案といふのは、臨時といふのが抜けているんです。これはどういふわけですか。

○説明員(小林英二君) 國有の財産のことにつきましては、この法律の條文の中におきまして「アメリカ合衆國の軍隊の用に供する」といふことになつておりまして、その点から十分臨時特例だといふこと、臨時的なものだといふことが読めます。ですから、特にこの臨時といふ言葉を使わなかつたのでございまして、

○大野幸一君 そうすると、本質は同じと解してよいのですか、題名が違つただけですね。

○説明員(小林英二君) さやうでござ

います。

○大野幸一君 これの終期はいつ頃を予想されるのですか、この三案の終期は……

○説明員(小林英二君) 日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定が失効するといふ時を以て終期と考へます。

○大野幸一君 失効又は変更するのでしょうか。

○説明員(小林英二君) はあ、さやうでございまして。

○黒田英雄君 私も一点聞いておきます。所得稅の問題ですが、この第三條の二とか或いは五で……まあ五のほうで「個人契約者が、その締結した建設等契約に係る建設、維持又は運営のみの用に供するため日本國において有する資産で使用又は保存に因る減価等」に因り減価するもの(家屋を除く)を他の同様な者に譲り渡すときは所得稅を課さないといふのです。これを「家屋を除く」といふふうになり、前のほうも「不動産及び不動産の上に存する權利」といふものは除いてあるんですが、こゝのものは、前の建設とかが何とかならないのですが、個人でもこつちに来て住居を自分で建てたといふやうなときに、それを又後任者に譲り渡すといふやうなときにもこれは譲渡所得を取るといふ趣旨ですか、又契約者のほうでは仕事をするためにそこに従業員を住ませる家を作るとかして住わして置いて、それを他の者がその仕事を途中から引受けるといふやうなときには取るやうになるのです。特にそれを取るやうにならぬといふ、ほかのものと區別して取らなく

ちやならんという理由はどういうわけですか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは主として、まあこの軍人及びその家族の場合には主として軍務を日本において遂行するために、それから契約等はここに書いてありますように特定の主としてむずかしい工事らしいのでございまして、工事を請負うために日本に来る。いずれもこれは日本に臨時に來て仕事をする者、常職的に申しますとそういう者を前提に考えております。そういう人々の場合におきまして、日本に來てそういう仕事をするために必要な範囲の資産ですね。これはどうしましても生活に必要な或る程度の資産、仕事をやる上におきまして必要な或る程度の資産でございまして、これは必要だと思ひます。そういうものにつきましては、これはやはり仕事に關連しまして、日本に持つて來てそれが不用になつたら処分する。こういうふうになるわけでございます。その範囲に關しましては、これはやはり日本において課税しないほうが適當であらう。それを超えました。例えば家屋を買ふ、土地を買ふ、或いは株でも買つて來る。こういうような場合におきましては、これはどうも本来のそういう人々が日本において仕事をする必要の範囲を超えているのじやないか、そういうものにつきましては勿論軍人、軍属及びその家族又は請負業者といへども、契約者といへども、これはやはり一般の外国人及び一般の日本人同じように、それ／＼税法の適用を受けるのが至當ではないか、こういうまあ考え方であらうと思ひます。御指摘の二五号五号

も趣旨は同様でございます。ただ五号は特に前段に個人契約者が有します特別の償却資産、例えば自動車、工事用の特殊な機械であるブルドーザー、そういうものにつきましてはやはり課税しないほうが妥當であらうか。家を日本に買つて住み要らなくなつて売る。こういう場合には必ずしも日本に來て仕事をやる上において必要じやないものであります。日本で株を買ふ、或いは土地を買ふというようなことは必要を越えたものであります。普通外国人としての行為の範囲内に属する。そういうものはそれ／＼課税して然るべきじやないか、こういう趣旨で立案している次第でございます。

○黒田英雄君 それは建設とかいふんなどをするために必要なものはまあ免除をするということですが、そのうちでも「家屋を除く」というのですから、家屋は、勿論これに關係のない別荘とか何とかを持つたらばこれは當然でしようが、そうでなく、建設するために建設の現場に作るとか、或いはそこに従業員を、労働者などを住わせるものを作るとかという建設のために必要な建物であるということになつても、やはり家屋になればこれはいかんということになるようですがね。その途中で、或いはいろいろな仕事の運営とか何とかのために人が代るといふことがあるのです。そういうときにあとの者がそこに入つてその運営に當るといふような場合には最後にもう免税するならば、最後のときに日本人あたりはこれは無論課税してもいいんですけれども、途中で人が變つたからと言つて同様な免税を受ける資格のあるものなんですから、それを特に家屋だけに

つては免税しないといふことの趣旨がはつきりしないのですが、勿論これに必要なものといふことを前提としてですね。

○政府委員(平田敬一郎君) その点先ずその前提をなします第三号でございすか、これを少しよく御説明を申し上げますか、これを少しよく御説明を申し上げますか、この趣旨は決して相当広範囲に互つて請負業者に対して免税するといふ趣旨じやありません。その趣旨は大体日本ではなか／＼調達できない、日本におります日本の請負業者、或いは外国の請負業者が通常引受けることのむずかしい特別の仕事ですね。まあ私も聞くところにありますと、例えば電波設備等はそれに該当するらしいのでございまして、そういうものはどうしてもアメリカ本國から連れて來ないといふことができない、で、そういう人々につきましては契約も從つて向うで結んで仕事をさせるわけですね。そういうわけ向うが連れて來るといふ、こういう場合に限りましてこういう特別を認める。普通の外国人でも日本ではかの請負や仕事をやつている、軍の請負もやつているという場合、これは免税するといふ趣旨じやないのです。そういう場合には日本本國の請負業者と全く同じ立場に立たれるので両方とも課税いたします。ここにありますのは、特別の仕事は日本に引受けることがむずかしい特別な仕事をやらせるために、アメリカの本國から臨時に連れて來る者、まあそういうものを実はこの免税の対象にいたしておるのでございまして、まあ私もとしまして、そういう範囲に限りたいた。広く免税するといふことは妥當でない、そういう考え方からいたしまし

て、そのようにいたしたのでございす。まあそういう人がこの対象になりますので、ちよつと日本で家屋を持つなどといふことも普通の場合にはちよつと考えられない、併し家屋を持つぐらひになりますとこれは相當固定して参りますし、そういう段階になりましたら、これはやはり地方の固定資産税を課税する、或いは家屋を譲渡した場合に譲渡所得を課税する、そういう行つて然るべきじやないか、こういう考え方では家屋を除いておきます。文章の書き方が「減らる」等に因り減価しておりますので、この中には家屋だけが入つて來ますので、除いておるわけでありまして、こういう人々がほかの不動産を持つたり、或いは株式を持つたり、或いはほかの事業を持つたりする場合におきましては、やはりこれは同様にそれ／＼課税することに相成る次第でございます。この三三のうちに、契約者と稱しますのは、私が申し上げましたように相當異例に互る場合の特別な仕事を請負うためにやつて來る、或る意味におきまして、非常に軍属に近い特定の人といふふうには御了解願いますれば、その点おわかりかと思ひ次第でございます。

○油井賢太郎君 今度のこの行政協定の關係で、関税關係で少し伺いたいのですが、公用以外の物件の購入というのやはり相當あると思ひます。それはどのくらいの見込みがあるかないかといふことですね、かなりあると思ひます。お見込みはどうで

○政府委員(平田敬一郎君) この軍隊が直接軍用に供する、軍のために公用に供するものは勿論課税を課税しませんが。それから外国から、例えばアメリカ本國から、アメリカの軍人の私用に供するために物を取寄せる場合、それも關税物品は課税しないことにいたしておる次第でございますが、これは御承知の通り一般に外国人が引越荷物として持つて來ます場合には關税物品として一定の範囲では課税いたしておりませんし、この範囲で擴張になりますのは、こちらにおります者がその後取寄せるもの、或いはP Xが自國から取寄せまして軍人に売るもの、それに課税しないといふことが一般の外国人の場合よりも擴張になつております。普通どうするかといふことを考えてみたのでございまして、これはやはりアメリカの本國から主として取寄せるということになりますと普通の日用品等を輸入して、それを使う場合に相當高い日本の物品税、関税等を課税したのでは、これはどうもやはり常識的でない、という意味で免税いたしておる次第でございますが、勿論物によつても大分違ふかと思ひますが、大体は普通の日用品、生活用品等は本國の物を消費しておるようでございますので、金額をいたしましては或いは相當なものかと思ひます。これは勿論、それは兵隊の、軍属のものその他に依存するかと思ひますが、今額がどれくらいあるかといふことはちよつとはつきり申し上げにくいと思ひます。私もそのほうにもはつきり追及したいしかねる次第でございますことを御了承願ひたいと思ひます。

○油井賢太郎君 公用でない、いわゆる物品も海外から輸入するときに關税をかけないといふのはこれはまあ或る

程度わかるのですけれども、若し日本の製品をP Xあたりを通じて納める場合、その場合は当然物品税であるとか何か当然かかるわけですね。そうしますとまあ輸入される物品と、内地から納めるいわゆるまあいわばドル獲得ですね、一種の……。その物品との値開きが相当つきやしないかと思ふのですが、そうすれば課税して大要日本国としちやあ課税面における所得はあつても、値段が高いからアメリカから取寄せて何でもかんでも間に合せるというたようなことがそこ一つ起るわけですね。そういう点は何か御検討なさつたのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) そういう点は、C P Oで買ひましてP Xで売つておきます品物を調べて見ますと、まあ大体はどつちかと申しますと奢侈品的な課税品の物が多い。こういうものはやはり日本の特別に珍しい物がいい、こういうところに着目して購入している。實際調べて見ても、その大部分は郵便或いは帰る際に本国に持帰つたり、或いは外国に出しておるものが大部分のようであります。従ひましてこの点につきましては、私も輸出免税の手續を比較的簡単な方法でやるという事になりますれば、業界に及ぼす影響もなく、且つ日本人は高い物品税を納めてゐるに軍人さんは物品税を免税されて軽ききれいなものを使う、といつたようなことがなくなりまして、輸出免税の手續をできるだけ簡素化したしまして、外国に出る物に對しましては免税を容易ならしめるということにいたしますれば、大体におきまして問題は解決するのじやないか。勿論若干お話の通り日用品等にお

きまして、課税がかかるかからないかによりまして値段の差があつて、若干の影響は免れないものは出て来るかと思ひますが、調べてみますと、その種のものとはどちらかと申しますと、比較的少いようでございます。従ひまして大体は今申上げました方法をうまくやりますれば、解決がつくのではないかと考えておる次第でございます。

○油井賢太郎君 その際はあれですか、持ち帰るものに対しては免税するということとは戻し税を簡単に、こういう趣旨ですか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは方法は二つ考えておりました、一つはP X等に未納税で持つて行くことを認める。そこで買ひまして、例えば宝飾品とか銀製品というああいうものは調べて見ますと、殆んど郵便ですぐ送られておるようでございます。ただあとで送りますと、若干問題がございますが、そういうように未納税で一旦持つて来て、そこで向うに持つて行くものは免税する国内で使うものはこれは税込みのものを一つ一つ行く。それからもう一つは、物が間に合はん場合があります。課税品を免税で売らざるを得ない場合が出て来る、そういう場合におきましては、税額控除の方法を附則へ入れておきます。還付又はほかの税額から控除するという方法によりまして、一種の輸出免税手續をする、両方活用いたしましてやりますれば、大体まあ所期の目的を達成するのではないかと考えております。ただ写真機等の場合ちよつと問題がありまして、これは日本ですべて持つて帰りたいということ

になりますと、その現場ですぐ送らせるわけに行きません。そこでその問題をどうするか、やはり今研究しておるのでありますが、この場合におきましては、やはり結局は一定の期間を少し長くしておきまして、持つたという証明を向うから與えてもらうような方法がありますれば、まあできるだけそういう方法を講じたいと思つておりますが、免税期間を長くいたしておきまして、その証明によつて輸出したものとして確認して行く、こういう方法をとりますれば、実情に即するのではないかと考えてございます。それからなおそれに關連しまして申上げておきますが、物品税の附則は軍人さんだけでなく、外国の旅行者等にしまして成るべく持つて行くものにつきましては、免税を広く適用するようになしたい、こういう意味で、例えば銀座等のみやげ物専門店等は申請によりまして、あらかじめ指定しておきまして、そこに持つて来る際は未納税で持つて来ることを認める。そこから飛行機なんか持つて行つてみやげ物として持つて帰るといふものは製造場から買わなくても免税するようにいたしたい、これはまあ軍人さんでなくとも一般の旅行者の場合でもありますが、そういう場合におきましては、例えば写真機等におきましては、日本ですべて持つて帰りたいという場合があるかと思ひますので、物品税の附則の二項はそれでございまして、一旦免税しておきまして、ただ免税したというのを、一定の為替手帳といふものを出しておきますが、そういうものに記載しておきまして、それを税関に提示して、帰るときに持つていなかつたらそのと

きに税金を納めてもらう。こういうような方法を講じまして、極力輸出される物に對しましては、物品税を免税をいたしまして、日本の商品が外国に少しでも多く売れますようにというふうな配慮をいたしておきます。そういう点なお細目は今後検討を要する点がございますが、そういう方向でございまして、課税された途端に売行が悪くなるというやうなことはなくて済む、全然影響はないというところは言えませんが、非常に少く済むといふことは言えると思ひます。

○油井賢太郎君 軍人等は、自分の持物を、税金のかかつていない持物を、いわゆる譲渡禁止の条項があつても、具體的にはなか／＼これを何するといふことは困難じやないかと思ふのです。これは對する対策はありなんですか、それともよほど大仕掛のものを以てはまあ眼をつぶるといふやうな事になつてしまふのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは主として輸入品について減税してありますので問題が考えられる。従ひまして關稅の特例法ではその点相當嚴重にしておるのであります。免税される資格のある者以外の者、例えば日本人と一般の外人等に処分します場合には、税關庁に申告をしまして承認を受けなければならぬ。でその規定に違反すれば処分をしたほうとそれから譲受人と両方を処罰する。で勿論承認を受けて譲渡することはできるのでございますが、その際に譲受人から關稅を徴収する、こういう法律の趣前にいたしておきます。これが果して勵行できるかどうかというのが今のお尋ねはあるかと思ひますが、やはり私も

は額の非常に小さい物につきましては、一々こういうことをやりましては実益がございませぬし、弊害がないと思ひますので、政令で一定の額を先方とも打合せまして、零細な物は要らんことにしたい。勿論成るべく日本においてもらつておいたほうがいいものがございますから、全部持ち帰らせる必要もないじやないか。併し例えば自動車とか、電氣冷蔵庫などとか少しまとまつた値段のものにつきましては、こういうものにつきましては、先方の軍當局と連絡をとりまして、正規の手續をふんで、そういうふうにして税金を納めて持つて帰つたり、始末してもらつて、これには万全の措置を講じたいと思ふ。非常にそういうことにつきましては行政協定で両方誠実に協力する義務が規定されておりますので、そういう条項をフルに活用いたしまして、遺憾なきを期して行きたいと考えております。

○大野幸一君 そこで免税の条件の一つとしてこれは契約地主義をとつてゐるのですか、まあ言わばこういうことになるのですか、例えば所得稅法第三条の三で、三の「当該契約(合衆國において締結されたものに限る。)」と、これが最終的の条件の一つだと、こう考えてゐるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) こゝは大分厳密にしてあるのでございまして、通常合衆國に居住する個人でなければならぬ、つまり日本に普通にいるやうな外国の例えはアメリカの誘負業者は該當いたしません。先ず住所が普通アメリカにある人が日本に来る場合それからそういう人が向うで合衆國政府と契約を結んだ場合、それで而もそういうことだけをする場合、そういう人が

日本で他の仕事をする場合に該当しない、免税しない、今申上げたように、臨時に非常な特定の、日本ではちよつと行われたいむずかしい工事を引受けるようなために来る特別な管理者と技術者、そういうものを免税の対象にしようという趣旨で三項を規定しております。まあそういう場合は課税の原則からいいますと、私どもはやはりこれは日本において業務が行われるのでございまして、契約はアメリカで行われようとはこれは日本において発生した所得であると実は考えており、その見解は曲げないつもりでございます。でございますが、こういう場合はやはり日本の所得税、法人税をかけたときと相当高くなる殊に所得税の場合が高くならない、そういうむずかしい工事をさせるのに向うから要員を連れて来れないと、そういう点が大分問題になりますので、まあ特例におきまして免税すると、その代り今申しましたように相当条件を強く縛っておきましてそれに該当する人だけをこの条項に適用させようという趣旨に規定してございまして、

○大野幸一君 通常合衆国に居住して契約当時は日本にいて隔地者間において契約が行われた場合にはどうなるのですか。アメリカが申込人になり、通常合衆国に居住する個人で、日本にあって隔地者間の契約というあれによつて行われた場合はこの範囲に入るから入らないか。

○政府委員(平田敬一君) まあこれは普通の場合には向うで契約を結んで、その契約を履行するために日本に来る人でありませう。まあそれを普通考えおけるのでございまして、来たあと又

何か類似の仕事を引き受ける、まあこういう場合でも、やはりこの条文から行きますと、例えば本國でその人の代理人を通じて軍当局と契約が結ばれる、こういう場合はやはり該当するとして扱われるを得ない。併し日本で何か一般の競争入札でそういう人が入りましてそれを請負うという場合は、まあこういうものに該当しないというふうに考えたいと思ひます。

○大野幸一君 これはまあ全般的な話ですが、行政協定というものは、まあ政府の見解では条約じやないからこれは国会の承認を必要としない、こういうのであるのですが、そうすると行政協定の実施に伴うという、この標準がいずれにも付いてあるのです。これはちよつと懸念を欠くようであつて、行政協定の実施に關してというふうなこれは題名を改むべきものじやないか。体面上言へばこの法律案こそ国会の承認を経なければならぬもので、法律として実施するそのときにおいてのみいわゆる我々は発言権を持つんだ、こういうことになる、これは行政協定の実施に伴うという題名は、印象を受けるところは何か行政協定で既存の国の国家間の義務が発生してしまつた。ただそれを法律案としてもう呑み込まなければならぬやうなふうな印象を受けるのですが、殊更にこういうことにされたのじやないかと思ひますが、これはどういふお考えですか。

○政府委員(平田敬一君) 今お尋ねの意味で特にこういう言葉を使つたわけではございせんが、御承知の通り行政協定には国内立法を要するものは立法的措置をとるといふことをはつきり明記いたしております。で、その

立法的措置といひまして、この措置を講ずる。で、行政協定はやはり私ども一種の委任命令と同じように条約に類似した、この国際間にはアメリカと日本との間に効力を有するものではないかと見ておりますが、それが国内法として実行されますためには、やはり立法措置が講じられた上で完備になる、そういうふうな解釈いたしてございまして、別段伴うという字句につきまして、お話をうな意味合を持たしておけることはございせんことを御了承願ひたいと思ひます。

○大矢半次郎君 まだ研究不十分でちよつとわからない点があるやうな気がするのですが、第二條の第四項ですが、第四項に括弧して「通常日本國に在留する者並びに通常合衆國に居住する個人及びその者又は合衆國の法律に基いて設立され、若しくは組織された法人の被用者で合衆國軍隊のための合衆國政府との契約の履行のみを目的として日本國にあるものを除く。」これはなぜこういう規定が必要であるか。それと第三條の、さつきあとからお話がありましたが第三號の「通常合衆國に居住する個人で、」云々というやうな制限があることの關係がちよつと呑み込みにくいのですが、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(泉美之松君) 第二條の四項の括弧書きの点でございまして、この括弧書きを除くとしてございまして、三種の個人を軍属からはずすと、ちよつとございまして、先ず第一は、通常日本國に在留しておる者、これは合衆國軍隊に雇用されまして、それは軍属として扱わないといふことにするのでございます。占領下

におきましては軍属の範囲が非常に広くなつておつたのでございまして、通常日本國に商売のためにやつて来ておる者が軍に雇用されまして、それは軍属といふことに扱つておつたのでございまして、今回の協定におきましては、そういうふうな広い範囲の者でなしに、軍属といふのは、純粹に向うから連れて来た者に限るといふ趣旨で、通常日本に在留する者を除いたのでございまして。第二番目は、通常合衆國に居住する個人、及びその者又は合衆國の法律に基いて設立され、若しくは組織された法人の被用者で、これ／＼を目的として日本にある者を除くといふことになつておるのでございまして、後に出て来ます、個人たる契約者、これを軍属の範囲から除くといふことと、その個人たる契約者又は法人たる契約者に雇われておる者も軍属の範囲から除きまして、特定の契約者に雇われておる者として扱ふという意味を現わしたものでございまして。当初、これは先方の提案におきましては、軍属の中にそういう特定の個人の契約者、又は個人の契約者若しくは法人の契約者に雇われておる個人を軍属の中に入れておる案がありましたが、そういうのもので軍属として／＼の特権は與えることは適當でないといふふうな考えられますので、軍属の範囲から除きまして、限られた特典だけを與えるといふ意味合におきまして、軍属から除いておるのでございまして。

○大矢半次郎君 第三條の第三項ですが、一番終りのほうに、「これらの者が同法施行地に住所及び居所を有してない期間とみなす。」とあるのですが、これは何のためにこういうふうな

みなす規定が必要なんですか。

○政府委員(泉美之松君) これは日本の所得税の適用に關しましては、大矢委員が御承知の通り、居所を一年以上持つておきますと、無制限の納税義務者に該當することになつております。それで、先ず第一に、合衆國軍隊の構成員、軍属又はこれらの者の家族であるとか、或いは個人の契約者、それから個人、法人の契約者に雇われておる者として日本におる間は、臨時的に日本におる、それらの地位におきまして、臨時的に日本におることになりますので、その場合に、ここに特掲しております以外の所得がありま

す場合には、その所得に対して課税することになるのであります。それにつぎましては、一年以上軍人としてこつちにおられます、それは制限納税義務者として、つまり日本に住所及び居所を有しない者として課税するといふことにしますと同時に、軍隊をよめて日本に居住することになりました場合に、最初から日本に來た時から一年経つたら、直ちに無制限納税義務者として扱ふという規定を適用しますことは酷になりましますので、軍隊をやめてから後居住の期間を計算するといふことにするために、そのやうな地位におきまして日本におる間は住所及び居所を有してない期間とするといふことに規定してございまして。

○政府委員(平田敬一君) ちよつと補足して申上げますが、まさに今税制課長から話した通りでございまして、これは要するに、こういう規定がございませんと、ここには非常に限定して免税所得を規定してございまして。従つ

て、軍人さんがアメリカに不動産を持つておつて、それから収入がある、株があつて配当収入があるという場合におきましては、外の非課税条項に入つて来ませんので、かかることになる。

こういうものはやはり課税するのは妥当ではあるまいということで、無制限納税義務者でないことにしよう、制限納税義務者にしよう。然らば、日本に不動産なり株を持つておつたりしまして、取得があつたらどうするか、これは、それによる不動産所得があるわけでありまして、これは税法上かかりますから、その分は課税しよう、こういう点が主たるものであります。それと同時に、今税制課長から話がありましたように、いつから日本に居所があるようになったか、この起算期の問題、この二つの趣旨でございます。

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(平沼彌太郎君) 速記を始めて下さい。

行政協定三案については本日はこの程度にいたしましたので、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律案について質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) ではさうに決めます。

それでは本日の委員会はこれを以て散会いたします。

午後四時十一分散会

昭和二十七年四月十五日印刷

昭和二十七年四月十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所